

令和元年7月

定例教育委員会

新庄市教育委員会



## 教育長報告（1）

### 令和元年度第1回社会教育委員会議について

- 日 時 令和元年6月12日（水）午後1時30分～4時
- 場 所 市民プラザ会議室
- 出席者 社会教育委員  
齋藤 彰/軽部 望/近江 正人/高橋 道子/中鉢 祐子/森 富喜子  
山科 通  
教育委員会  
教育長/社会教育課長/社会教育課主幹/各生涯学習施設長

### ■主な協議内容

#### 1. 生涯学習施設事業計画について

- 本来、個人の要望と社会の要請に応じた社会教育、学習活動を目指すものだと思うが、個人の要望を満たす事業が多くなりがち。社会の要請をどうとらえて、施設の学習活動につなげていくのかを考えていく必要がある。
- 文化会館の芸術鑑賞教室について、残りの郡内町村にも引き続き呼びかけてほしい。
- サークル、団体が減って先細りになっている中で、新しいサークルも誕生している。
- 施設ボランティアだけでは対応できない部分もある。文化財とか本物を見せる機会が作れない。市では学芸員など専門家の配置をどう考えているか。

#### 2. 社会教育課主要事業について

##### （1）生涯学習事業について

##### ①生涯学習施設

- いい施設なのにうまく活用されていない。市の方針を決めてから指定管理者におろしていかないといけないのではないかと。
- 指定管理5年という期間では、今までの情報や技術が継続されていかない。同じ団体が継続して管理していても人が変わり継続していかないという問題もある。

- 指定管理者への委託事業が前から変わっていない。社会の要請に応じた学習活動をやってもらえば、より充実していくのではないか。
- 各施設でも人材をリストアップして育てていくことを意図的にやればいいのか。
- 指定管理者制度が長く続いてくると、事業運営はうまくなってくるが、一般市民がどういうニーズを施設にもっているかを吸収していけないとサービス面が固くなっていく。
- 生涯学習施設として課で職員研修を考えていく必要があるのではないか。
- インターネットを活用したPRのための研修をしてはどうか。

## ②子ども教室

- 学童のニーズと放課後子ども教室をどうやってドッキングできるか。週に何回か子どもの居場所づくりということで、委託事業としてできないか。
- 昔みたいに自由に遊びに行きたくてもいけない状況にある。コーディネーターを置いてもらって遊びに行くところがあるといい。学区外だと図書館にもいけない。

## ③青少年育成

- 子ども会やPTA組織をどう抱え込んでいくか。PTAがどういう活動をしているのか、学校とPTAと地域の連携が必要。
- 高校生をはじめボランティアが育っている。指導者が身を粉にしながら高校生に関わってくれる。高萩交流に行ってお姉ちゃんたちから面倒をみてもらったから私も入りたいという子どももいる。しずくを卒業してオールドドロップに行くという子どももいる。

## ④子ども芸術学校

- 今は子どものためから親も入って、OBも加わった活動として、生涯教育的な場になっている。一緒にやりましょうという方向に変えていきたい。
- 演劇は言葉や発声の指導をするので、子ども教室的なところでもできないか。

## (2) 生涯スポーツ事業について

- 沼田小では町内対抗のリレー大会があるので、町内に新しい人が入るとすごく歓迎する。スポーツ、居場所づくりとかが同時にできる。明倫学園になるとなくなってしまうのではないか。

(3) その他

○令和3年の東北地区社会教育研究大会・公民館大会に向けて、視察等も含めて予算化を考えてほしい。

○社会教育や生涯学習というものが忘れ去られるような時代だが、地域づくりは人づくりで、人づくりは社会教育である。議員にもアピールできるようなPR活動をお願いしたい。

## 議案第25号

### 新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する 要綱について

新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

#### 新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱の一部を改正する要綱

新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱（平成元年7月19日）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～第4条」を「第1条－第4条」に、「第3章 勤務期間及びその終了（第6条～第8条）」を「第3章 任用期間及びその終了（第6条－第8条）」に、「第9条～第11条」を「第9条－第11条」に、「第12条～第15条」を「第12条－第15条」に、「第16条～第22条」を「第16条－第22条」に改める。

第3条中「あたつて」を「当たつて」に改める。

「第3章 勤務期間及びその終了」を「第3章 任用期間及びその終了」に改める。

第6条を次のように改める。

（任用期間）

第6条 新たに語学指導員等に任用する場合の任用期間は、来日日の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から来日日より1年となる日までとする。

2 再度の任用を行う場合の任用期間は、前の任用期間満了日の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から当該任用期間の始期より1年となる日までとする。

第7条中「前条の期間」を「任用期間」に改める。

第8条第1項第6号中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第9条第1項中「税控除前の額で初年度は月額280,000円、再任用された場合の2年目は月額300,000円、3年目は325,000円、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目は、それぞれ330,000円」を「新たに任用された日の属する月から起算した任用月数に応じ、次に掲げるとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1月から12月まで 280,000円

(2) 13月から24月まで 300,000円

(3) 25月から36月まで 325,000円

(4) 37月から60月まで 330,000円

第9条第5項中「あたつて」を「当たつて」に、「勤務期間内」を「任用期間内」に改める。

第10条第2項中「あたつて」を「当たつて」に、「すべて」を「全て」に改める。

第11条第2項ただし書中「勤務期間」を「任用期間」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市は、前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国のための旅費を支給することができる。

第14条第1項中「勤務期間中」を「任用期間中」に改め、同条第3項中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第16条中「あたつて」を「当たつて」に改める。

第17条中「すべて」を「全て」に改める。

第19条の2の見出し中「セクシャルハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条中「性的な」を「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントを疑われるような」に改める。

第22条中「する場合」を「運転する場合」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

#### 提案の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正されたことに伴い、語学指導員等の勤務条件等に関し、必要な改正を行うものである。

新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱（平成元年種別なし）新旧対照表

	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条～第4条）</u></p> <p>第2章 <u>職務（第5条・第5条の2）</u></p> <p>第3章 <u>勤務期間及びその終了（第6条～第8条）</u></p> <p>第4章 <u>給料その他の給付（第9条～第11条）</u></p> <p>第5章 <u>勤務時間、休日及び休暇（第12条～第15条）</u></p> <p>第6章 <u>服務（第16条～第22条）</u></p> <p>第7章 <u>懲戒（第23条）</u></p> <p>第8章 <u>公務災害補償等（第24条・第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>（勤務条件の提示）</p> <p>第3条 <u>語学指導員等の任用にあつては、新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を示し、その内容について理解を求めるとする。</u></p> <p>第3章 <u>勤務期間及びその終了</u></p> <p><u>（勤務期間）</u></p> <p>第6条 <u>語学指導員等の勤務期間は、1年以内とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条－第4条）</u></p> <p>第2章 <u>職務（第5条・第5条の2）</u></p> <p>第3章 <u>任用期間及びその終了（第6条－第8条）</u></p> <p>第4章 <u>給料その他の給付（第9条－第11条）</u></p> <p>第5章 <u>勤務時間、休日及び休暇（第12条－第15条）</u></p> <p>第6章 <u>服務（第16条－第22条）</u></p> <p>第7章 <u>懲戒（第23条）</u></p> <p>第8章 <u>公務災害補償等（第24条・第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>（勤務条件の提示）</p> <p>第3条 <u>語学指導員等の任用に当たつては、新庄市語学指導員等の勤務条件等に関する要綱を示し、その内容について理解を求めるとする。</u></p> <p>第3章 <u>任用期間及びその終了</u></p> <p><u>（任用期間）</u></p> <p>第6条 <u>新たに語学指導員等に任用する場合は、任用期間は、来日の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から来日日より1年となる日までとする。</u></p> <p>2 <u>再度の任用を行う場合の任用期間は、前の任用期間満了日</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(退職)</p> <p>第7条 語学指導員等が前条の期間の満了前に退職するとき は、退職しようとする日の30日前までに申し出なければなら ない。</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 市は、語学指導員等に次の各号のいずれかに該当する 事由が生じたときは、当該語学指導員等を解雇することが できる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 任用にあたって提出された書類の記載に虚偽があつた とき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給料及びその計算)</p> <p>第9条 語学指導員等の給料月額は、<u>税控除前の額で初年度は</u> <u>月額280,000円、再任用された場合の2年目は月額300,000円、</u> <u>3年目は325,000円、特に優れた者として2回を超えて再任用</u> <u>された場合の4年目及び5年目は、それぞれ330,000円とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p><u>の翌日から会計年度末の日まで及び翌会計年度開始日から</u> <u>当該任用期間の始期より1年となる日までとする。</u></p> <p>(退職)</p> <p>第7条 語学指導員等が任用期間の満了前に退職するとき は、退職しようとする日の30日前までに申し出なければなら ない。</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 市は、語学指導員等に次の各号のいずれかに該当する 事由が生じたときは、当該語学指導員等を解雇することが できる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 任用に当たって提出された書類の記載に虚偽があつた とき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給料及びその計算)</p> <p>第9条 語学指導員等の給料月額は、<u>新たに任用された日の属</u> <u>する月から起算した任用月数に応じ、次に掲げるとおり</u></p> <hr/> <p>(1) <u>1月から12月まで 280,000円</u></p> <p>(2) <u>13月から24月まで 300,000円</u></p> <p>とす。</p>

現行	改正後（案）
<p>[新設] 〔新設〕 2～4（略） 5 給料の日割計算にあつては、<u>語学指導員等の勤務期間内に支給される給料の総額を当該期間内の勤務を要する日の数で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割計算にあつては、当該1日当たりの額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。</u></p> <p>6（略） （給料の減額） 第10条（略） 2 前項の勤務しなかつた時間の計算にあつては、<u>当該勤務しなかつた時間の属する月におけるすべての勤務しなかつた時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。</u></p> <p>（旅費） 第11条（略） 2 市は、<u>語学指導員等の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国のための旅費の支給は、当該語学指導員等が勤務期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、1月以内に帰国のために日本を出発する場</u></p>	<p>(3) <u>25月から36月まで 325,000円</u> (4) <u>37月から60月まで 330,000円</u> 2～4（略） 5 給料の日割計算に<u>当たつては、語学指導員等の任用期間内に支給される給料の総額を当該期間内の勤務を要する日の数で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割計算に<u>当たつては、当該1日当たりの額を1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。</u></u></p> <p>6（略） （給料の減額） 第10条（略） 2 前項の勤務しなかつた時間の計算に<u>当たつては、当該勤務しなかつた時間の属する月における<u>全て</u>の勤務しなかつた時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。</u></p> <p>（旅費） 第11条（略） 2 市は、<u>語学指導員等の赴任及び帰国のための旅費を支給する。ただし、帰国のための旅費の支給は、当該語学指導員等が任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、1月以内に帰国のために日本を出発する場</u></p>

現行	改正後（案）
<p>合に限る。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（有給休暇）</p> <p>第14条 語学指導員等は、所属長の承認を得て、<u>勤務期間中</u>に分割又は連続した20日間の有給休暇を取得することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 語学指導員等は、前項の有給休暇の取得に<u>あたつては</u>、原則として、休暇を取得しようとする前日までに所属長に申し出て承認を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（職務命令に従う義務）</p> <p>第16条 語学指導員等は、その職務を遂行するに<u>あたつて</u>、上司の職務上の命令に従わなければならない。</p> <p>（職務専念義務）</p> <p>第17条 語学指導員等は、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の<u>すべて</u>をその職責遂行のために用いなければならない。</p>	<p>合に限る。</p> <p>3 市は、<u>前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたとときは、帰国のための旅費を支給することができる。</u></p> <p>（有給休暇）</p> <p>第14条 語学指導員等は、所属長の承認を得て、<u>任用期間中</u>に分割又は連続した20日間の有給休暇を取得することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 語学指導員等は、前項の有給休暇の取得に<u>当たつては</u>、原則として、休暇を取得しようとする前日までに所属長に申し出て承認を得なければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（職務命令に従う義務）</p> <p>第16条 語学指導員等は、その職務を遂行するに<u>当たつて</u>、上司の職務上の命令に従わなければならない。</p> <p>（職務専念義務）</p> <p>第17条 語学指導員等は、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の<u>全て</u>をその職責遂行のために用いなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>(セクシャルハラスメントの禁止)</p> <p>第19条の2 語学指導員等は、性的な</p> <hr/> <p>言動によつて他の職員を不快にさせる等就業環境を害してはならない。</p> <p>(自動車運転の制限)</p> <p>第22条 語学指導員等は、通勤のために<u>する場合</u>を除き、所属長の許可を得ずにその職務のために道路交<sub>通</sub>法(昭和35年法律第105号)第2条に定める自動車を運転してはならない。</p>	<p>(ハラスメント)の禁止)</p> <p>第19条の2 語学指導員等は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、セクシヤルハラスメント及びパワーハラスメントを疑われるような言動によつて他の職員を不快にさせる等就業環境を害してはならない。</p> <p>(自動車運転の制限)</p> <p>第22条 語学指導員等は、通勤のために<u>運転する場合</u>を除き、所属長の許可を得ずにその職務のために道路交<sub>通</sub>法(昭和35年法律第105号)第2条に定める自動車を運転してはならない。</p>